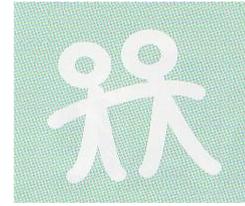
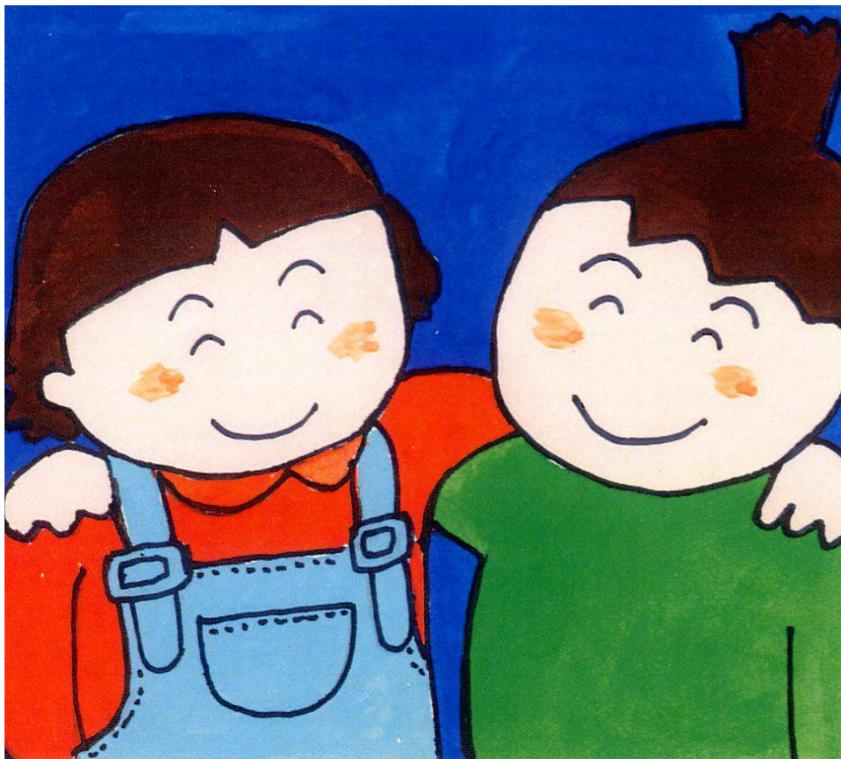


令和 8 年度（2026年度）  
大阪府立生野聴覚支援学校



# 通級指導教室 要 項（新規生用）



大阪府立生野聴覚支援学校

いくの聴覚言語支援センター 通級指導教室

〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号

TEL 06-6717-3380（通級直通）

06-6717-3366（代表）

FAX 06-6717-5865

HP: <http://www.osaka-c.ed.jp/ikuno-r/>

# 目 次

## I 通級指導教室について

- 1 対象の児童生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 指導内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 通級指導日及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 通級指導の開始から終了までのシステム・・・・・・・・・・ 2

## II 運営の実際

- 1 通級指導教室のお知らせについて（募集要項）・・・・・・・・ 3
- 2 入級時の教育相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 通級指導教室開始の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 通級指導記録（連絡帳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 在籍学校への指導報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 通級に関わる注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# I 通級指導教室について

## 1 対象の児童生徒

- (1) 聴覚障がいのある通常学級在籍の児童生徒（但し、難聴学級在籍児童生徒は、含まない）  
＊特別支援学級在籍（難聴学級は除く）の聴覚障がい児童生徒は、別途ご相談ください。  
なお、難聴学級在籍の児童生徒は通級指導教室の対象ではありませんが、地域支援として支援します。ご相談ください。

## 2 基本方針

- (1) 通級する児童生徒が個々の障がいの状況を正しく認識し、障がいに基づく困難を改善・克服できるよう支援する。
- (2) 通級する児童生徒が在籍学校で、より充実した学校生活が過ごせるように支援する。
- (3) 適切な支援ができるように、保護者や在籍学校との連携を密にする。

## 3 指導方針

- (1) 教育相談の結果に基づき、内容・方法・形態に考慮した、個々の児童生徒のニーズに沿った指導を行う。
- (2) 通級する児童生徒に聴覚障がい児童生徒の集団活動の場を提供する。そのことにより、展望と誇りを持って生きていけるようにする。
- (3) コミュニケーションの多様な手段を紹介するとともに、その能力や意欲を育成し、人間関係を築けるように指導する。
- (4) 障がいに起因する諸問題について児童生徒・保護者・関係者からの相談を受け止め、ともに考え、解決策を導くことができるよう支援をする。

## 4 指導内容

- (1) 通級に関する教育相談（義務教育児童生徒）
  - ①きこえと発音に関する諸測定、調査
  - ②児童生徒、保護者との面談
  - ③担任・担当者との面談
- (2) 通級指導（子どものニーズに合わせて決める）
  - ①自立活動に関する指導（定期的測定を含む）
    - a 発音・発語学習（個別指導）
    - b 聴覚学習（個別指導）
    - c ことばの学習（個別指導）
    - d コミュニケーション・手話・指文字の学習（個別指導・グループ指導）
    - e 自己理解（個別指導・グループ指導）
  - ②補聴器の管理等
- (3) 在籍学校との連携
  - ①担任へ「指導の記録」送付（年に1～2回）
  - ②学校長・担任、市町村教育委員会へ年度末の「通級による指導報告」送付（年1回）
  - ③通常学級・支援学級担任等による通級指導の参観・懇談の受け入れ（随時）
  - ④指導に関する相談 個別の教育支援計画、指導計画作成への支援（随時）
  - ⑤学校訪問による在籍学校での学習・生活・聴覚障がい理解等に関する支援活動（年1回）

⑥在籍学校の教職員対象の聴覚障がい理解研修会の実施（随時）

⑦在籍学校の児童生徒対象の聴覚障がい理解授業の実施（随時）

(4) 集団活動の提供

①通級児童生徒間での交流会（お楽しみ会、修了式）

②グループ指導（必要に応じて）

③通級児童生徒の本校での体験学習（本校への進路希望者のみ 要相談） 等

④本校の行事の見学（運動会、文化祭 等）

5 通級指導日及び時間

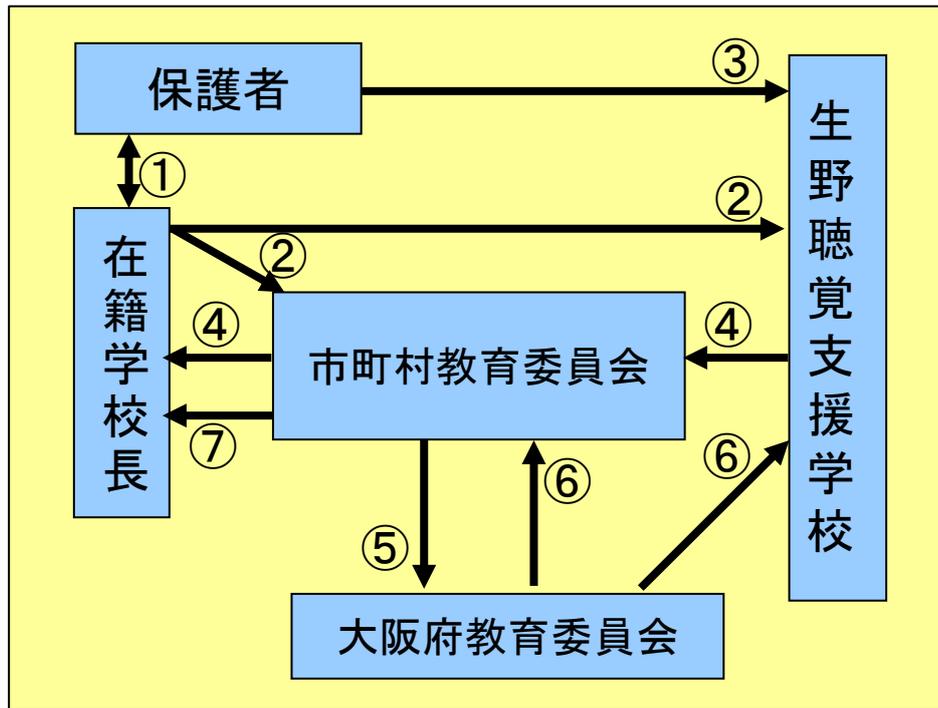
週1回（小学校低学年）、隔週1回、月1回のうち、保護者や児童生徒のニーズに合わせて、回数を設定します。（木曜日は教育相談日）

	月 火 金	水
1 時間目	午後 2 : 15 ~ 3 : 00	午後 2 : 00 ~ 2 : 45
2 時間目	午後 3 : 15 ~ 4 : 00	午後 3 : 00 ~ 3 : 45
3 時間目	午後 4 : 15 ~ 5 : 00	午後 4 : 00 ~ 4 : 45

6 通級指導の開始から終了までのシステム

(1) 通級開始までの手続き（新規生）

	手 順 の 流 れ	期 日
	各市町村教育委員会を通じて、各学校宛に「生野聴覚支援学校通級指導教室入級の手続きについて（ご案内）」（本紙）を送付。	3/1以降
①	保護者の申し出により、小・中学校長（以降、在籍学校長という）は通級希望の保護者と在籍学校にて、教育相談を行う。	3月中旬 ～4月上旬
	同時に担当者は生野聴覚支援学校通級指導教室に電話にて申し込みの意思を伝える。（06-6717-3380）	同上
②	<b>在籍学校長</b> は、生野聴覚支援学校長宛に「通級教育相談申し込み書(別紙1-①)」「教育相談希望日時票(別紙1-②(新規生))」を通送便又は郵便で送る。	<b>4月以降</b>
	同時に <b>在籍学校長</b> は、市町村教育委員会に通級希望の旨を報告する。	同上
③	通級指導教室にて、保護者・本人・在籍学校関係者と入級に関わる教育相談（面談・諸測定）を実施する。（新規）	4月上旬 ～4月中旬
④	生野聴覚支援学校は、教育相談の結果（ <b>指導開始日時報告含む</b> ）を市町村教育委員会に報告する。	4月中旬 ～5月上旬
	<b>市町村教育委員会</b> は教育相談の結果を在籍学校に通知する。	同上
⑤	<b>市町村教育委員会</b> は大阪府教育委員会に、通級による指導の実施に係わる依頼をする。	4月下旬 ～5月中旬
⑥	<b>大阪府教育委員会</b> は、市町村教育委員会からの通級指導の実施に係わる依頼を確認し、通級指導の決定を市町村教育委員会と生野聴覚支援学校に通知する。	5月上旬 ～5月中旬
⑦	<b>市町村教育委員愛</b> は、在籍学校長に通級決定を通知する。 (特別の教育課程を編成)	5月中旬



(3) 通級終了のシステム

- ・通級指導教室は、単年度での指導である。
- ・通級児童生徒の障がいの状態が改善された時、あるいは家事都合等で通級指導を継続できない時は、保護者、在籍学校長、担任・担当者との協議により終了を決定する。
- ・通級指導の終了を在籍学校長は各市町村教育委員会に申請する。  
市町村教育委員会は、その旨を大阪府教育委員会に通知する。

## IV 運営の実際

### 1 通級指導教室のお知らせについて（募集要項）

市町村教育委員会を通じて、聴覚障がい児童、生徒の在籍学校へ通級指導教室の案内が送付されます。

	本校への申し込み締切日	入級のための教育相談期間
新規希望者	4月9日（木）	4月10日（金）～4月16日（木）

**\*締切日の厳守をお願いします。**

・指導期間 令和8年5月～令和9年3月

### 2 入級時の教育相談について

#### (1) 教育相談の申し込み

- ① 通級指導教室の指導を希望される保護者から申し出を受け、在籍校で教育相談を実施し、「通級教育相談申込書(別紙 1-①)」と「教育相談希望日時票(別紙 1-②(新規生))」を在籍学校が記入してください。
- ② ①の書類を用意した上で、本校通級担当者に電話にてご連絡ください。  
(電話番号 06-6717-3380 留守番電話あり)

③ ①の書類を通送便又は郵便で送ってください。

宛先 大阪府立生野聴覚支援学校 校長宛 通級教育相談申込書 在中

④ 申し込み受け付け後、教育相談日時を通級指導担当者よりFAXで在籍学校の担当者に連絡いたします。

## (2) 教育相談の内容

① 本人及び保護者、在籍学校担当者との面談

学校での支援体制、学校でのきこえの状況等について

② 諸測定等

<きこえに関する調査> 純音聴力測定 ・ 装用閾値測定 ・ 補聴器特性検査

<発音に関する調査> 発音状況調査 ・ 音読

## (3) 教育相談結果の報告

教育相談結果は市町村教育委員会を通じて、在籍学校長に通知されます。

## 3 通級指導教室開始の連絡

生野聴覚支援学校通級指導教室開始にあたって、在籍学校へ開始日について文書で連絡します。

## 4 通級指導記録

- ・ 指導内容や児童生徒の様子を記録し、年に1～2回在籍学校へ通送便で送付します。
- ・ 通級指導記録と同封している「受領書」に記名をし、本校へ送り返してください。
- ・ 保護者には指導記録を通級担当者よりお渡しします。

## 5 在籍学校への指導報告

学年末に「通級による指導報告」を作成し、在籍学校および市町村教育委員会へ、1年間のまとめの報告をします。

## 6 通級指導終了の通知

通級終了が決定した時は、市町村教育委員会より在籍学校へ通知されます。

## 7 通級に関わる注意事項

- (1) 保護者同伴で、開始時間に遅れないようにお越してください。
- (2) 欠席される時は、必ず在籍小・中学校から、通級指導教室に電話でご連絡ください。
- (3) 非常時及び交通機関の計画運休等で、通学事情に異常が生じた場合は、本校の授業の扱いと同じとします。午前7時の時点で特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合は、臨時休業となります。本校より、在籍学校に連絡いたします。
- (4) インフルエンザ等の感染症で在籍学校又は、本校が学校閉鎖になった場合や、通級児童生徒が在籍する学年・クラスが閉鎖になった場合は通級指導はありません。

## 通級教育相談申込書

令和 年 月 日

生野聴覚支援学校 通級指導教室の教育相談を受けたいので申し込みます。

学校名	学校	
(令和8年4月～) 学年・組	年 組 (未定の場合は空けておいてください)	
	通常の学級 ・ 支援学級 (どちらかに○を書いてください)	
住所 (学校の住所を ご記入下さい)	〒 _____  (最寄り駅 _____ 線 _____ 駅)	
TEL・FAX	[TEL _____ ( ) _____ ]	
	[FAX _____ ( ) _____ ]	
校長名		
教頭名		
担任名 新担任が未定の場合旧 担任を書いてください	【通常学級】 新担任 旧担任	
担当者名	【特別支援学級】	
特別支援教育 コーディネーター名		

教育相談希望日時の用紙（別紙 1 - ②（新規生））を一緒にご送付ください。

↑  
窓口の先生に○を  
ご記入下さい。

本校 記入欄	
-----------	--

別紙1-②（新規生）

**教育相談（面談）希望日時**

下の表にご希望の日時を数字で（第1希望は①、第2希望は②、第3希望は③と）お書きください。

	4月	曜日	午前	午後
<b>新規生教育相談</b>  新規希望者は 4月10日（金）から 4月16日（木）まで	10日	金		
	13日	月		
	14日	火		
	15日	水		
	16日	木		

\*教育相談は、児童生徒、保護者、学校関係者で来校していただきますので、あらかじめ、**三者で日程調整をされたうえで**、ご記入ください。

\*教育相談時にご持参していただくもの

学校関係者	・在籍校の年間行事予定表 ・時間割表（春期休業中で未定の場合、後日で結構です）
保護者	・最近の病院等での聴力検査結果

\*申込書（別紙1-①）と一緒にご送付ください。

本校 記入欄	
-----------	--